

# 物流改正法の施行について

---

近畿運輸局 奈良運輸支局  
令和7年3月17日

# 物流改正法の施行に向けたスケジュール

- 2024年4月26日 法案成立
- 2024年5月15日 法律公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議

国交省・経産省・農水省3省審議会の合同会議設置  
(荷主・物流事業者に対する規制的措置の具体的内容の検討)

- 2024年11月27日 合同会議取りまとめを策定・公表
- 法律の施行①に向けた政省令の公布

## 【法律の公布】

- **2025年4月1日①** 【物効法】 荷主・物流事業者の努力義務・判断基準
- 【トラック法】 契約書面の交付、実運送体制管理簿の作成 等
- **2026年4月頃②** 【物効法】 特定事業者の指定、中長期計画の提出・報告、  
物流統括管理者（CLO）の選任 等

## ① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律関係

- 法律名を「物資の流通の効率化に関する法律」に改正
- 全ての荷主・物流関係事業者に判断基準に基づく物流効率化の努力を義務付け。

## ② 貨物自動車運送事業法関係

- 真荷主、トラック事業者間の運送契約には書面の相互交付を義務付け。
- 元請トラック事業者には実運送体制管理簿の作成・保存を義務付け。
- 他の運送を利用する事業者には書面の交付を義務付け。
- 他の運送を利用する一定規模以上のトラック事業者には、運送利用管理規程の作成、運送利用管理者選任を義務付け。
- 貨物軽自動車運送事業に係る安全対策  
(安全管理者選任、届出、講習受講運転者台帳作成、保存等)

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

## ① 積載効率の向上

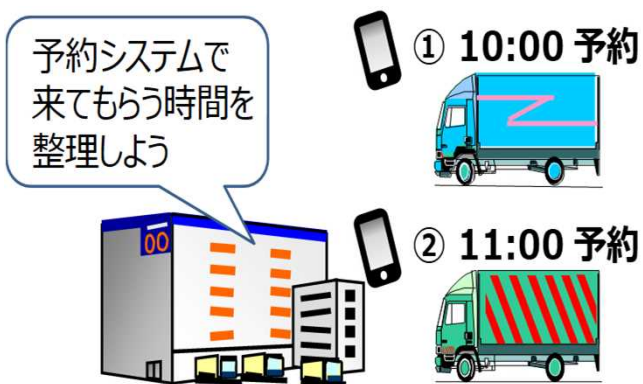
- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



(例)地域における配送の共同化

## ② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



(例)トラック予約受付システムの導入

## ③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



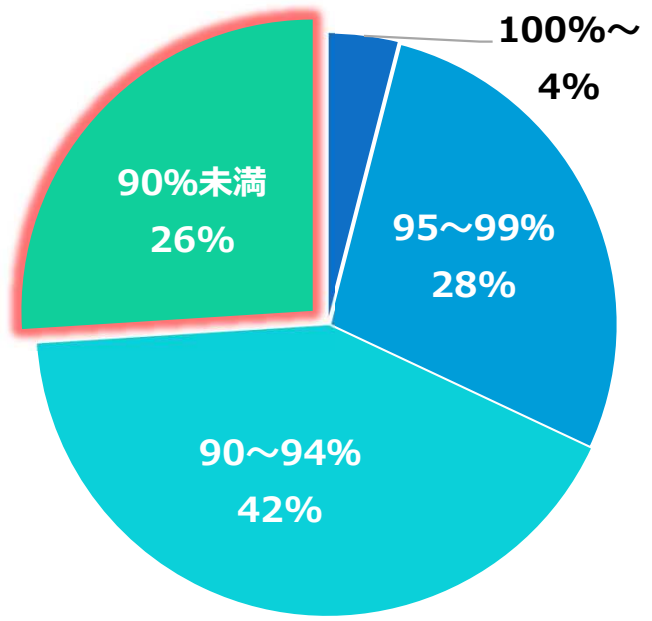
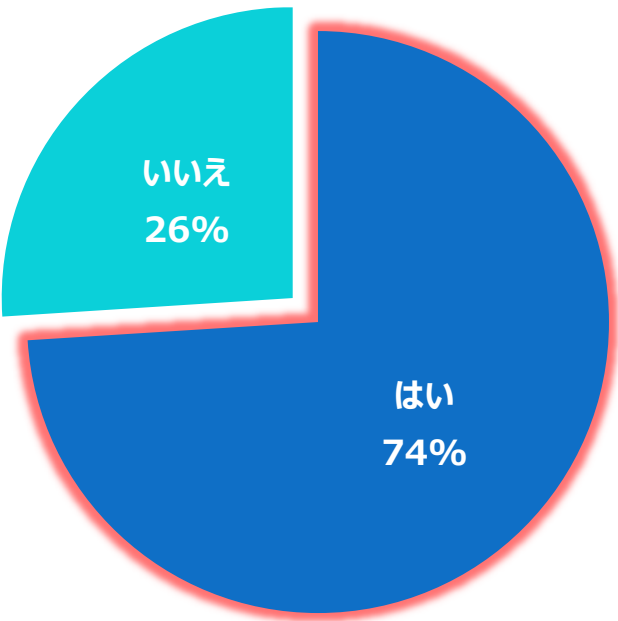
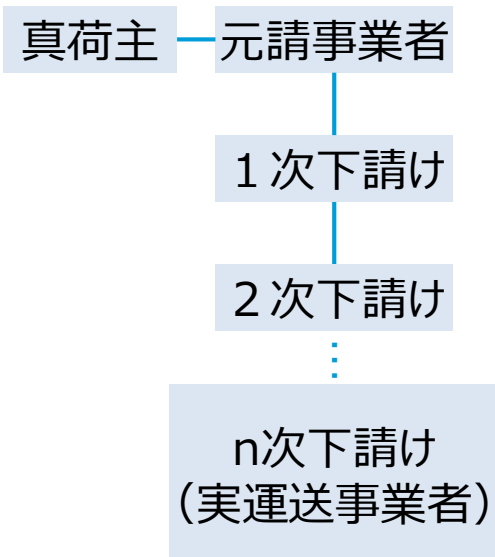
(例)パレットの利用や検品の効率化

物流業界の多重下請構造の是正に向けた取組につなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

- 運送契約締結時**に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付**を義務付け\*。
- 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務\***を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任を義務付け。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。また、各事業者に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け。

\* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

----- 【多重下請構造のイメージ】 ----- 【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】 ----- 【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。  
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)